

令和4年(2022年)6月28日

議 会 運 営 委 員 会 議 題

- 1 新たに受理した陳情とその取扱いについて
- 2 人権擁護委員候補者推薦に伴う区議会の意見について
- 3 本会議の運営について
 - 議事日程（別紙1）
 - 議事の順序（別紙2）
- 4 その他
 - (1) 令和4年第4回定例会の日程について
 - (2) その他

資料 1

令和4年(2022年)6月28日
議会運営委員会資料

新たに受理した陳情とその取扱いについて

○6月13日までに受理した陳情の取扱いについて

- ・第8号陳情 女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情
- ・第9号陳情 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情
- ・第10号陳情 対外的情報省の設立の意見書を内閣官房長官に提出について
- ・第11号陳情 中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情

別紙 1

議 事 日 程

令和4年(2022年)6月28日午後1時開議

日程第1

第40号議案 令和4年度中野区一般会計補正予算

日程第2

第41号議案 中野区事務手数料条例の一部を改正する条例

第42号議案 中野区職員の給与に関する条例及び中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第43号議案 中野区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第44号議案 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第45号議案 和解及び損害賠償額の決定について

第46号議案 社会福社会館総合防水改修等工事請負契約

第47号議案 中野区新庁舎議場システム整備工事請負契約

第52号議案 調停について

第53号議案 旧法務省矯正研修所等解体工事請負契約

第54号議案 旧中野東中学校校舎等解体工事請負契約

第55号議案 江古田小学校体育館冷暖房化等工事請負契約

第56号議案 第五中学校体育館冷暖房化等工事請負契約

日程第3

第48号議案 中野区特別区税条例等の一部を改正する条例

日程第4

第49号議案 中野区墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

日程第5

第50号議案 中野区交通政策推進協議会条例

第57号議案 中野区囲町地区における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

日程第6

第51号議案 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7

議会の委任に基づく専決処分について

○議事の順序（令和4年6月28日）

（1）開議

（2）一般質問

（11名。斉藤ゆり議員、大内しんご議員、むとう有子議員、近藤さえ子議員、
石坂わたる議員、小宮山たかし議員、渡辺たけし議員、内野大三郎議員、
竹村あきひろ議員、立石りお議員、吉田康一郎議員）

（3）日程第1、第40号議案「令和4年度中野区一般会計補正予算」

※上程、委員長報告省略、討論、採決（簡易）

（4）日程第2、第41号議案から第47号議案まで、及び第52号議案から第56号議案までの

計12件

※一括上程、理事者の説明、質疑、委員会付託（総務）

（第42号議案から第44号議案までの計3件については、特別区人事委員会の意見を聴取したので、その写しにより、議長から報告する。）

（5）日程第3、第48号議案「中野区特別区税条例等の一部を改正する条例」

※上程、理事者の説明、質疑、委員会付託（区民）

（6）日程第4、第49号議案「中野区墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例」

※上程、理事者の説明、質疑、委員会付託（厚生）

（7）日程第5、第50号議案及び第57号議案の計2件

※一括上程、理事者の説明、質疑、委員会付託（建設）

（8）日程第6、第51号議案「中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例」

※上程、理事者の説明、質疑、委員会付託（子ども文教）

(本議案については、特別区人事委員会の意見を聴取したので、その写しにより、議長から報告する。)

(9) 日程第7、議会の委任に基づく専決処分について

(10) 散会



資料 3

04 特人委給第 216 号
令和 4 年 6 月 21 日

中野区議会議長
内川 和久 様

特別区人事委員会
委員長 中山 弘子



「職員に関する条例」に対する特別区人事委員会の意見聴取について（回答）

令和 4 年 6 月 15 日付 4 中議第 446 号により意見聴取のあった下記条例案については、
異議ありません。

記

- 第 4 2 号議案 中野区職員の給与に関する条例及び中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 3 号議案 中野区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 4 号議案 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 1 号議案 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

資料 4

4 中 総 総 第 9 6 6 号

令和 4 年（2022年）6 月 2 2 日

中野区議会議長

内 川 和 久 様

中野区長 酒 井 直 人

議会の委任に基づく専決処分について（報告）

和解及び損害賠償額の決定について、議会の委任に基づき下記のとおり専決処分をしたので、地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定により報告します。

記

【報告案件 1】

1 和解（示談）当事者

甲 中野区民

乙 中野区

2 事故の表示

(1) 事故発生日時

令和 4 年（2 0 2 2 年）1 月 1 5 日午前 9 時 5 0 分頃

(2) 事故発生場所

東京都中野区南台五丁目 1 5 番先路上

(3) 事故発生状況

乙の職員が、ごみの収集作業のため、上記(2)の事故発生場所に乙車を停車し、当該作業を終えて乙車を発進させたところ、乙車の右側前部が乙車の右側前方を歩いていた甲に接触した。この事故により、甲は左肩打撲及び頸椎捻挫の傷害を負った。

3 和解（示談）条件

(1) 甲は、本件事故により、治療費、傷害慰謝料等の合計 3 4, 6 5 8 円の損害を被った。

(2) 乙は、上記損害額について甲に対し賠償する義務があることを認め、本件示談成立後、甲の指定する方法で支払う。

(3) 以上のほか、本件事故に関し、甲と乙との間には、何らの債権債務がないことを確認する。

4 和解（示談）成立の日

令和 4 年（2 0 2 2 年）5 月 2 日

【報告案件２】

1 和解（示談）当事者

甲 中野区民

乙 中野区

2 事故の表示

(1) 事故発生日時

令和３年（２０２１年）２月１４日午後９時頃

(2) 事故発生場所

東京都中野区新井四丁目２１番先路上

(3) 事故発生状況

甲は、上記(2)の事故発生場所の区道を歩行中に、当該区道上のアスファルト舗装の一部が剥離してできたくぼみに足を取られて転倒した。この事故により、甲は左大腿骨頸部骨折の傷害を負った。

3 和解（示談）条件

(1) 甲は、本件事故により、治療費、傷害慰謝料等の合計５７９，２９０円の損害を被った。

(2) 乙は、過失割合（甲５割、乙５割）に従い、上記損害額のうち２８９，６４５円について甲に対し賠償する義務があることを認め、本件示談成立後、甲の指定する方法で支払う。

(3) 以上のほか、本件事故に関し、甲と乙との間には、何らの債権債務がないことを確認する。

4 和解（示談）成立の日

令和４年（２０２２年）５月１８日

※ この文書は、個人情報への配慮から個人が特定できるおそれのある記載について一部変更しています。

第2回定例会一般質問時間一覧

参 考

令和4年(2022年)6月27日現在

会 派 等 会派等持ち時間	分 A	氏 名	予定 B	残時間 ※ C	実績 D	個人・時間差 B(C)-D	会派等・時間差 A-D
立憲民主党・無所属議員団 2時間24分	144	中村 延子	40		42	-2	
		ひやま 隆	40	38	37	1	
		河合 りな	32	33	31	2	
		斉藤 ゆり	32	34			
自由民主党議員団 2時間24分	144	高橋 かずちか	45		47	-2	
		加藤 たくま	45	43	47	-4	
		生藤 健人	24	20	18	2	
		大内 しんご	30	32			
公明党議員団 2時間8分	128	平山 英明	43		45	-2	5
		小林 ぜんいち	43	41	39	2	
		木村 広一	42	44	39	5	
日本共産党議員団 1時間36分	96	長沢 和彦	48		48	0	1
		小杉 一男	48	48	47	1	
無所属 16分	16	むとう 有子	16				
無所属 16分	16	近藤 さえ子	16				
無所属 16分	16	石坂 わたる	16				
無所属 16分	16	小宮山 たかし	16				
無所属 16分	16	渡辺 たけし	16				
無所属 16分	16	内野 大三郎	16				
無所属 16分	16	竹村 あきひろ	16				
無所属 16分	16	立石 りお	16				
無所属 16分	16	吉田 康一郎	16				
合計(10時間56分)	656	22人	656		440		

※「残時間」は、会派等持ち時間から前の質問者の実績時間を引いた実質的な残り時間。

※議場での残り時間表示は「残時間」により行う。

※「実績（D）」は、各人の実績の秒単位を切り捨てた時間に表示。

令和 4 年 第 4 回定例会日程表（第 1 案）

<会期 18日間 11月25日～12月12日>

月	日	曜	午 前	午 後
11月	11日	金		1 議会運営委員会
	12日	土		
	13日	日		
	14日	月		
	15日	火		5 請願・陳情締切※ 1
	16日	水		
	17日	木		1 議会運営委員会
	18日	金		5 一般質問通告締切
	19日	土		
	20日	日		
	21日	月		
	22日	火		
	23日	水	勤 労 感 謝 の 日	
	24日	木		
	25日	金	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問） 5 請願・陳情締切※ 2
	26日	土		
	27日	日		
	28日	月	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問）
	29日	火	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問、議案上程）
	30日	水		
12月	1日	木		1 常任委員会
	2日	金		1 常任委員会
	3日	土		
	4日	日		
	5日	月		1 常任委員会
	6日	火		1 特別委員会（駅周・沿線特）
	7日	水		1 特別委員会（情報特）
	8日	木		1 特別委員会（危機・感染特）
	9日	金	（ 事 務 整 理 日 ）	
	10日	土		
	11日	日		
	12日	月	10 議会運営委員会	1 本会議（議案等議決）

※ 1 陳情の事前相談締切は11月9日（水）午後5時 ※ 2 事前相談締切は11月18日（金）午後5時

令和 4 年 第 4 回定例会日程表（第 2 案）

<会期 16 日間 11 月 28 日～12 月 13 日>

月	日	曜	午 前	午 後
11月	14日	月		1 議会運営委員会
	15日	火		
	16日	水		
	17日	木		5 請願・陳情締切※ 1
	18日	金		
	19日	土		
	20日	日		
	21日	月		1 議会運営委員会 5 一般質問通告締切
	22日	火		
	23日	水	勤 労 感 謝 の 日	
	24日	木		
	25日	金		
	26日	土		
	27日	日		
	28日	月	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問） 5 請願・陳情締切※ 2
	29日	火	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問）
	30日	水	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問、議案上程）
12月	1日	木		
	2日	金		1 常任委員会
	3日	土		
	4日	日		
	5日	月		1 常任委員会
	6日	火		1 常任委員会
	7日	水		1 特別委員会（駅周・沿線特）
	8日	木		1 特別委員会（情報特）
	9日	金		1 特別委員会（危機・感染特）
	10日	土		
	11日	日		
	12日	月	（ 事 務 整 理 日 ）	
	13日	火	10 議会運営委員会	1 本会議（議案等議決）

※ 1 陳情の事前相談締切は11月11日（金）午後5時 ※ 2 事前相談締切は11月22日（火）午後5時

環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化のさらなる推進を求める意見書（案）

地球温暖化や激甚化・頻発化している災害等に対し、地球規模での環境問題への取組であるSDGsや2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、さらなる取組が急務であるが、公共建築物の中でも大きな割合を占める学校施設の老朽化がピークを迎える中、教育環境の向上と共に、学校施設を教材として活用し児童・生徒の環境教育を行う「環境を考慮した学校（エコスクール）事業」が行われてきた。

この事業は、現在「エコスクール・プラス」として、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省が連携協力し、認定を受けた学校が施設の整備事業を実施する際に、関係各省より補助事業の優先採択などの支援を受けることができ、平成29年から今まで249校が認定を受けている。文部科学省の支援として、令和4年度からは「地域脱炭素ロードマップ（国・地方脱炭素実現会議）」に基づく脱炭素先行地域などの学校のうち、ZEB Readyを達成する事業に対し、単価加算措置（8%）の支援が行われているところである。

文部科学省の補助としては、新增築や大規模な改築の他に、例えば教室の窓を「二重サッシ」にする等の部分的な補助事業もあり、ある雪国の学校では電力を大幅に削減すると共に、児童・生徒に快適な教育環境を整えることができた。また、太陽光発電や壁面緑化、自然採光等を取り入れた学校施設（身近な教材）を通じて、仲間と共に環境問題や環境対策を学ぶことができ、科学技術への触発となると共に、最新の技術等を学ぶ貴重な教育機会となっている。

そこで、これまで多くの事業が全国の学校施設で行われてきたが、カーボンニュートラルの達成及び環境教育の推進を行うためには、さらに加速して事業を実施することが必要である。特に、多くの学校での実施が重要である。

よって、中野区議会は、政府に対し、技術面（学校施設のZEB化に関する先導的なモデルの構築及びその横展開等）及び財政面（学校施設整備に対する国庫補助）について、以下の事項に留意してさらなる推進を行うことを強く求める。

記

- 1 技術面に関しては、学校施設に関するZEB化の新たな技術の開発や周知を行う。特に、新築や増築といった大規模事業だけではなくLEDや二重サッシといった部分的な省エネ改修事業も、しっかりと周知を行い“できるところから取り組む”自治体・学校を増やしていくことが、カーボンニュー

トラルの達成及び環境教育の充実につながることに留意して、周知の徹底に取り組むこと。

- 2 財政面に関しては、カーボンニュートラルの達成及び環境教育の充実に向けて、多くの学校が取り組むことができるよう、学校施設整備に対する事業予算額を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

文部科学大臣

農林水産大臣

国土交通大臣 あて

環境大臣

中野区議会議長名

深刻な物価高騰から国民生活を守る対策を求める意見書（案）

新型コロナ危機によって景気の低迷、生活の困難が長期に及んでいるところに、ガソリンや食料品、電気料金をはじめ物価の高騰が重なり、国民のくらしと営業は深刻な打撃を受けています。生活必需品では食用油３９％、生鮮食料品１２％、電気料金２１％など大幅な値上げとなっています。食品の値上げは既に６０００品目以上で行われ、年内に１万品目に上る見込みとなっています。

現在の物価高騰と国民生活の困難は、新型コロナからの経済回復にともなう世界的な需要増による国際価格の高騰、日本銀行の「異次元の金融緩和政策」による円安誘導と輸入価格の上昇、ロシアのウクライナ侵略と経済制裁によるエネルギー価格や小麦価格の上昇などによる複合的な要因によるものです。そして、この間の新自由主義的政策が国民のくらしと営業に一層深刻な打撃を与えています。物価高騰から国民生活を守るための具体的な対策を取る必要があります。

よって、中野区議会は、政府に対し、下記項目について要望いたします。

記

- １ 消費税を直ちに５％に引き下げること
- ２ 原油価格引き下げを図ること
- ３ 小麦の政府売り渡し価格を引き下げること
- ４ 急激な物価高騰に対応して生活保護基準を引き上げること
- ５ 住民税非課税世帯に限定せず、困窮者に対する給付金を拡大すること
- ６ 特例貸付制度利用者に対する返済免除の要件を緩和すること
- ７ 住居確保給付金の対象拡大と延長を行うこと
- ８ 家賃支援等給付金を再支給すること
- ９ 年金減額をストップすること
- １０ 最低賃金を時給１，５００円に引き上げること
- １１ ケア労働者への大幅な賃上げを実現すること

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

内閣総理大臣
財務大臣

厚生労働大臣 あて
農林水産大臣
経済産業大臣

中野区議会議長名

生活保護の級地見直しを行わないよう求める意見書（案）

現在、厚生労働省は生活保護の受給基準額に市区町村ごとの差を設けている級地について、2023年度からの見直しに向けた検討を行っています。生活保護の受給額の地域ごとの基準である級地は1～3級地に分かれ、級地ごとに「1」または「2」の枝番で額に差を付け、合計6区分あります。今回、厚生労働省は現行区分の枝番を廃止・統合し、3つに整理する案を検討しているとされています。

この検討に対して、生活困窮者の支援団体は基準額が下がる生活保護利用者が出てくる可能性を指摘しています。1級地～3級地までの枝番1の地域を合わせると、2019年被保護世帯数で148万世帯（全保護世帯の72％）に対し、枝番2の地域は57万世帯（全保護世帯の28％）と枝番1の地域の4割程度にすぎません。枝番統合により保護基準が実質的に引き下げとなる被保護世帯が7割の世帯にも及ぶ可能性があります。

また、級地見直しにおいて、各自治体の級地指定を入れ替える（指定替える）ことによって、全体として引き下げとなる恐れも指摘されています。級地指定の入れ替えは、特に保護基準が高い都市部の市区町村数を大きく削減するものとなるおそれがあります。それにより、都市部を中心に人口・被保護世帯数が多い地域の被保護世帯や低所得世帯が更なる生活苦・困窮状態に陥る可能性があります。

すでにこの10年間で、生活保護基準は生活扶助や住宅扶助、冬季加算が連続して引き下げられており、生活保護利用者の困窮は極まっています。今回の級地の見直しは、各地域における実質的な生活保護基準をさらに引き下げる可能性があります。生活保護利用者の生活をさらに困難にしかねないものです。

よって、中野区議会は、政府に対し、生活保護の級地見直しを行わないよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

内閣総理大臣

厚生労働大臣 あて

中野区議会議長名

都立高校入試への中学校英語スピーキングテスト導入の中止を求める意見書（案）

東京都教育委員会は英語で話す力を高めることを目的に今年１１月２７日に、都内公立中学校３年生の全生徒約８万人を対象に「中学校英語スピーキングテスト（ＥＳＡＴ－Ｊ）」を実施する方針を示しています。同テストは受験者が専用のタブレット端末に回答音声を録音し、６段階で到達度を評価。テスト結果は２０２３年度都立高校入試で総合得点に２０点満点で加算して活用する方針となっています。

しかし、「中学校英語スピーキングテスト」には様々な問題があることが多くの英語教育研究団体や語学研究者などからも指摘されています。大学入試共通テストにおけるスピーキングテスト導入中止の最大の理由ともなったように、スピーキングテストの採点は採点者の裁量に多くが委ねられること、また総合得点の算出において英語のみ配点の割合が高くなる点等、公平性・公正性において問題があります。また、計画されているタブレット端末を使用する形式のテストでは、機器の操作性や短時間での即応性といった本来のスピーキング力とは関係がない能力が評価を左右する可能性があり、吃音や発達障害等への対応も問題となっています。さらに、スピーキングテストの対策塾に通う経済力の有無が点数格差につながる可能性もあります。都立高校の入学試験は約８万人の中学生在対象となる入学試験であり、新しい取組には多角的な視点からの慎重な検討が求められます。

よって、中野区議会は、東京都及び東京都教育委員会に対し、２０２３年度に計画している都立高校入試への中学校英語スピーキングテストの導入を中止し、再検討することを強く求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

東京都知事

東京都教育委員会教育長 あて

中野区議会議長名